

別記

第1号様式（第4条関係）

文書番号は特になければ削除

第 号

令和〇年 〇月 〇日

岐阜県知事 様

「事業主体」の住所や団体名について記載
※「導入施設」についてではない

住 所 〒〇〇〇-〇〇〇〇

岐阜県〇〇市〇〇町〇〇番地

団体名 (学校法人・社会福祉法人等) 〇〇会

代表者 (理事長等) 〇〇 〇〇〇

代表者の肩書き + 氏名 を記載

令和6年度清流の国ぎふ森林・環境基金事業補助金交付申請書

下記のとおり標記補助金の交付を受けたいので、岐阜県補助金等交付規則第4条の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

1 事業名 **ぎふの木育教材導入支援事業**

2 交付申請額 **100,000円** 県補助金の額を記載

3 添付書類 **収支予算書
事業計画書**

(注1) 添付書類は、補助金ごとに知事が必要と認める書類を添付すること。

収 支 予 算 書

前年度も補助を受けた場合、
その予算額を記入

1 収入の部

区 分	本年度予算額(A)	前年度予算額(B)	比較(A)-(B)	備 考
県補助金	100,000円	100,000円	0円	
自己負担分	110,000円	120,000円	-10,000円	

注)消費税の課税事業者で還付を受けている事業者の場合は、消費税を抜いた額の2分の1が県補助金です。
消費税分は、「自己負担分」に含めてください。
・「ぎふ木育教室」を実施する場合の木製品キットの導入については、導入経費が20千円以下の部分は10/10以内。
20千円を超える部分は1/2以内の額。(3千円/キットが補助対象経費の上限)
・「ぎふ木育ひろば」認定時の木のおもちゃ等の導入については、導入経費の10/10以内。
(100千円/施設(「地域支援拠点」認定時は200千円/施設)が上限)
※免税事業者の場合は「免税事業者届出書」を提出してください(市町村の場合は提出不要)。

計	210,000円	220,000円	-10,000円	
---	----------	----------	----------	--

2 支出の部

区 分	本年度予算額(A)	前年度予算額(B)	比較(A)-(B)	備 考
(例) 木育教材購入費	210,000円	220,000円	-10,000円	
計	210,000円	220,000円	-10,000円	

予算議決(予定)年月日
年 月 日

導入について、事業主体内部での予算的な
了承が得られた年月日を記入

(別記第1号様式)

ぎふの木育教材導入支援事業 事業(変更)計画書

導入施設名	〇〇保育園 (所在地:〇〇市)
導入製品名及び 導入数量(セット数)	(木のおもちゃ等) ・〇〇積み木(4セット) (木製品キット)
導入目的	例)子どもの成長に感触やにおい等の五感が大きく影響するため、地元の 木で作られたあたたかみのある〇〇積み木を導入したい。 木のおもちゃで遊ぶことを通じて、豊かな感性を育むとともに、森や木に親 しんでもらいたい。
使用樹種	スギ、ヒノキ、ナラ <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin-left: auto; margin-right: auto;">交付決定後しか発注不可 申請日から1週間後以降を目処に記入 (教材の発注手続きは、必ず交付決定の後に実施)</div>
事業実施予定期間	(着手) 〇〇年 〇月 〇日 ~ (完了) 〇〇年 〇月 〇日

※事業実施予定期間の着手年月日は発注予定日を記載すること。また、完了年月日は、納品予定日を記載すること。

※添付資料

- ① 導入製品のパンフレット、図面、写真等
- ② 事業費の根拠となる見積書等
- ③ 免税事業者届出書(法人の場合かつ免税事業者である場合のみ) (別記第3号様式)
- ④ 認定要領第3条第2項に基づく計画承認通知書の写し(ぎふ木育ひろばの認定を受けようとする施設である場合のみ)
- ⑤ 拠点認定要領第3条第2項に基づく計画承認通知書の写し(地域支援拠点の認定を受けようとする施設である場合のみ)

(別記第2号様式)

補助金計算書

- ・ (1) から (3) のうち、該当する欄に記入すること
- ・ (※) には、免税事業者の場合は税込金額を、免税事業者でない場合は税抜金額を記入すること

(1) 「ぎふ木育」の取組みを進める場合 (通常)

木のおもちゃ等の場合	導入経費 (※) 210,000 円 うち200千円以内 (補助対象経費) の額 (※) 200,000 円…① 【補助金額】 ① <u>200,000</u> 円 × 1 / 2 = <u>100,000</u> 円 (補助金額)
木製品キットの場合	導入経費 (※) _____ 円 うち1キット当たり3千円以内 (補助対象経費) とした場合の額 (※) _____ 円…① 【補助金額】 ① _____ 円 × 1 / 2 = _____ 円 (補助金額)

(2) 「ぎふ木育教室」を実施する場合

木製品キット	導入経費 (※) _____ 円 うち1キット当たり3千円以内 (補助対象経費) とした場合の額 (※) _____ 円…① ①のうち 20千円以内の価格 (※) _____ 円…② 20千円を超える価格 (※) _____ 円…③ 【補助金額】 ② _____ 円 × 10 / 10 = _____ 円 ③ _____ 円 × 1 / 2 = _____ 円 補助金額計 _____ 円 (補助金額)
--------	---

(3) 「ぎふ木育ひろば」「地域支援拠点」の認定を受けた場合

木のおもちゃ等	導入経費 (※) _____ 円…① ①のうち 【ぎふ木育ひろばの認定の場合】 100千円以内 (補助対象経費) の額 (※) _____ 円…② 【地域支援拠点の認定の場合】 200千円以内 (補助対象経費) の額 (※) _____ 円…③ 【補助金額】 ②又は③ _____ 円 × 10 / 10 = _____ 円 (補助金額)
---------	---